

防府市不当要求行為等防止対策要綱

平成16年6月11日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本市事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的取組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を要求する行為
- (3) 乱暴または執拗な言動等により職員の心身の安全を脅かす行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関誌、図書等の購入要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求及び法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(6) その他、前各号に準ずる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を決定し、不当要求行為等が発生したときは、当該不当要求行為等を行う者へ対応するなど、不当要求行為等に対する全庁的な取組みを行うための組織として、防府市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項に規定する委員のほか、市長は職員のうちから委員を選任することができる。
- 6 専門委員は、法律に関し専門知識を有する者の中から市長が選任する。

(任期)

第5条 前条第5項に規定する委員並びに同条第6項に規定する専門委員の任期は2年間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が不在若しくは事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員または専門委員以外の者の参加を求めることができる。

(事業)

第7条 委員会は、次の事業を行う。

(1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議決定

(2) 不当要求行為等を行う者への対応

(3) 不当要求行為等の未然防止及び職員研修等啓発事業

(4) 関係機関との連絡調整

(5) その他、目的を達成するため必要な事業等

(発生事件の報告)

第8条 委員は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生した場合は、直ちに別記様式により委員長に報告しなければならない。

2 前項の不当要求行為等については、本市発注等の工事現場に対するものを含むものとする。

3 委員長は、第1項に規定する報告を受けた場合は、委員会を招集するとともに、内容を精査したうえで必要に応じて警察等の関係機関に通報しなければならない。

(行為者への対応)

第9条 委員長が指名した委員または専門委員は、委員会からの要請に基づいて、直接、不当要求行為等を行う者に対応することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部行政管理課で行う。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(別表1の改正)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。（別表1の改正）

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。（別表1及び別記様式の改正）

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（別表1の改正）

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。（別表1の改正）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（別表1の改正）

別表 1

総合政策部長
文化スポーツ観光交流部長
生活環境部長
福祉部長
保健子ども部長
産業振興部長
産業振興部理事
土木都市建設部長
入札検査室長
会計管理者
教育部長
議会事務局長
農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
消防長
上下水道局次長

